

～排泄予測支援機器の購入について～

・給付対象

運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることが出来ない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。

・利用が想定しにくい状態

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち、調査項目2-5 排尿の直近の結果が「1.介助されていない」、「4.全介助」の者については、利用が想定しにくい。

～特定福祉用具販売事業者の手続き（流れ）～

当面の間は下記のとおり対応をお願いします。

販売前

医学的な所見の確認

以下のいずれかの方法により居宅要介護者等の膀胱機能を確認する。

- (1)介護認定審査における主治医の意見書
- (2)サービス担当者会議等における医師の所見
- (3)介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4)個別に取得した医師の診断書 等

利用を希望する方に対する事前の確認

- (1)利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2)装着することが可能か。
- (3)居宅要介護者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。

一定期間の試用及び確認調書の作成

試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言する。また、確認調書を作成し介護保険課へ提出する。

販売後（償還払いの場合）

特定福祉用具購入費支給申請

（提出書類）

1. 福祉用具購入費支給申請書（請求書）
2. 購入する機器のカタログ
3. 特定福祉用具販売事業者が発行した証明書
4. 特定福祉用具販売計画の写し
5. 医学的な所見が分かる書類
6. 試用状況が分かる確認調書（※）
7. 領収証

※確認調書の記載内容については介護保険課までお問い合わせください。

利用者・介助者への指導

介助者が高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導に努める。